

平成 25 年度

北 九 州 市 予 算

目 次

一 般 会 計	頁
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国民健康保険特別会計予算	23
食肉センター特別会計予算	29
中央卸売市場特別会計予算	33
渡船特別会計予算	37
競輪、競艇特別会計予算	41
土地区画整理特別会計予算	45
土地区画整理事業清算特別会計予算	49
港湾整備特別会計予算	53
公債償還特別会計予算	59
住宅新築資金等貸付特別会計予算	63
土地取得特別会計予算	67
駐車場特別会計予算	69
母子寡婦福祉資金特別会計予算	73
産業用地整備特別会計予算	77

廃棄物発電特別会計予算	81
漁業集落排水特別会計予算	85
介護保険特別会計予算	89
空港関連用地整備特別会計予算	97
学術研究都市土地地区画整理特別会計予算	101
臨海部産業用地貸付特別会計予算	105
後期高齢者医療特別会計予算	107
市民太陽光発電所特別会計予算	111
上水道事業会計予算	115
工業用水道事業会計予算	121
交通事業会計予算	125
病院事業会計予算	129
下水道事業会計予算	133

一 般 会 計

平成25年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

平成25年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 539,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		154,744,400 <small>千円</small>
	1 市 民 税	57,575,000
	2 固 定 資 産 税	68,274,000
	3 軽 自 動 車 税	1,386,400
	4 市 た ば こ 税	7,951,000
	5 鉱 産 税	28,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	6,000
	7 入 湯 税	23,000
	8 事 業 所 税	7,153,000
	9 都 市 計 画 税	11,639,000
10 環 境 未 来 税	709,000	

款	項	金 額
2 地 方 讓 与 税		千円 3,373,000
	1 自 動 車 重 量 讓 与 税	1,565,000
	2 特 別 と ん 讓 与 税	371,000
	3 航 空 機 燃 料 讓 与 税	20,000
	4 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,309,000
	5 石 油 ガ ス 讓 与 税	108,000
3 利 子 割 交 付 金		366,000
	1 利 子 割 交 付 金	366,000
4 配 当 割 交 付 金		137,000
	1 配 当 割 交 付 金	137,000
5 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金		77,000
	1 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	77,000

6	地方消費税交付金		9,181,000
	1	地方消費税交付金	9,181,000
7	ゴルフ場利用税交付金		52,000
	1	ゴルフ場利用税交付金	52,000
8	自動車取得税交付金		1,108,000
	1	自動車取得税交付金	1,108,000
9	軽油引取税交付金		6,768,000
	1	軽油引取税交付金	6,768,000
10	国有提供施設等 所在市町村助成交付金		26,000
	1	国有提供施設等 所在市町村助成交付金	26,000
11	地方特例交付金		430,000
	1	地方特例交付金	430,000
12	地方交付税		53,500,000

款	項	金 額
	1 地 方 交 付 税	53,500,000 ^{千円}
13 交通安全対策特別交付金		436,000
	1 交通安全対策特別交付金	436,000
14 分担金及び負担金		5,711,928
	1 負 担 金	5,711,928
15 使用料及び手数料		15,954,271
	1 使 用 料	11,342,310
	2 手 数 料	4,611,961
16 国庫支出金		90,089,485
	1 国庫負担金	67,884,812
	2 国庫補助金	21,835,169
	3 委 託 金	369,504

17	県支出金		19,795,403
	1	県負担金	13,424,160
	2	県補助金	4,630,761
	3	委託金	1,740,482
18	財産収入		2,806,036
	1	財産運用収入	631,651
	2	財産売却収入	2,174,385
19	寄附金		499,006
	1	寄附金	499,006
20	繰入金		13,470,502
	1	特別会計繰入金	727,481
	2	基金繰入金	12,743,021
21	繰越金		10

款	項	金 額
	1 繰 越 金	10 ^{千円}
22 諸 収 入		99,954,859
	1 延滞金加算金及び過料	232,029
	2 市 預 金 利 子	2,054
	3 貸付金元利収入	88,598,754
	4 受託事業収入	77,393
	5 収益事業収入	4,600,000
	6 雑 入	6,444,629
23 市 債		61,500,100
	1 市 債	61,500,100
歳 入 合 計		539,980,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,757,934
	1 議 会 費	1,757,934
2 総 務 費		38,367,759
	1 総 務 職 員 費	18,827,641
	2 総 務 管 理 費	3,862,752
	3 企 画 費	9,261,833
	4 市 民 費	3,542,656
	5 徴 税 費	1,597,626
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	256,699
	7 選 挙 費	467,123
	8 統 計 調 査 費	74,553

款	項	金 額
	9 人 事 委 員 会 費	187,618 ^{千円}
	10 監 査 委 員 費	289,258
3 保 健 福 祉 費		144,625,321
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,319,526
	2 社 会 福 祉 費	50,391,074
	3 公 衆 衛 生 費	5,912,220
	4 環 境 衛 生 費	456,974
	5 保 健 所 費	1,095,835
	6 生 活 保 護 費	49,059,921
	7 災 害 救 助 費	8,383
	8 繰 出 金	29,381,388
4 子 ども 家 庭 費		55,434,579

	1 子 ども 家 庭 職 員 費	4,936,143
	2 子 ども 家 庭 費	50,018,570
	3 男 女 共 同 参 画 費	468,622
	4 繰 出 金	11,244
5 環 境 費		18,970,541
	1 環 境 職 員 費	4,475,374
	2 環 境 費	14,495,167
6 労 働 費		1,427,398
	1 労 働 諸 費	1,427,398
7 農 林 水 産 業 費		2,332,372
	1 農 林 水 産 業 職 員 費	723,537
	2 農 業 費	742,133
	3 林 業 費	183,999

款	項	金 額
	4 水 産 業 費	658,862 ^{千円}
	5 繰 出 金	23,841
8 産 業 経 済 費		92,327,081
	1 産 業 経 済 職 員 費	1,979,528
	2 産 業 学 術 費	88,658,021
	3 観 光 振 興 費	1,400,702
	4 繰 出 金	288,830
9 土 木 費		45,075,357
	1 土 木 職 員 費	5,100,160
	2 土 木 管 理 費	736,513
	3 道 路 橋 り ょ う 費	15,723,834
	4 河 川 費	2,776,272

	5 都 市 計 画 費	19,722,591
	6 繰 出 金	1,015,987
10 港 湾 費		5,457,000
	1 港 湾 職 員 費	1,401,131
	2 港 湾 管 理 費	907,375
	3 港 湾 整 備 費	3,148,494
11 建 築 行 政 費		13,977,801
	1 建 築 職 員 費	1,918,532
	2 建 築 管 理 費	8,321,192
	3 住 宅 建 設 費	3,738,077
12 消 防 費		11,798,716
	1 消 防 費	11,798,716
13 教 育 費		28,076,140

款	項	金 額
	1 教 育 職 員 費	7,804,017 ^{千円}
	2 教 育 総 務 費	3,478,958
	3 小 学 校 費	7,896,715
	4 中 学 校 費	5,485,828
	5 高 等 学 校 費	287,681
	6 特 別 支 援 学 校 費	912,225
	7 幼 稚 園 費	71,743
	8 専 修 各 種 学 校 費	57,845
	9 社 会 教 育 費	1,411,926
	10 保 健 体 育 費	669,202
14 災 害 復 旧 費		705
	1 鉦 害 復 旧 費	705

15	諸	支	出	金		80,051,296	
					1	公債償還特別會計繰出金	68,004,969
					2	公營企業費	10,737,327
					3	基金積立金	1,309,000
16	予	備	費			300,000	
					1	予備費	300,000
	歳	出	合	計		539,980,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議会会派控室パソコンリース経費	自平成26年度 至平成28年度	2,000 ^{千円}
市政だより編集委託経費	自平成26年度 至平成28年度	60,858
市政テレビ制作及び放送委託経費	自平成26年度 至平成27年度	235,369
全庁GIS(統合型GIS)構築運用事業	自平成26年度 至平成29年度	123,000
電算センター設備改修事業	自平成26年度 至平成29年度	26,000
データエントリー業務委託経費	自平成26年度 至平成28年度	56,000
情報システム再構築事業	自平成26年度 至平成29年度	330,000
コンピュータ利用経費	自平成26年度 至平成29年度	54,400
市内イントラネット管理・運用事業	自平成26年度 至平成29年度	517,000
総合行政ネットワーク運営事業	自平成26年度 至平成30年度	300
行政情報検索サービス利用経費	平成26年度	11,400

北九州市漫画ミュージアム普及事業	平成 26 年度	2,000
固定資産税GISシステム構築運用事業	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	66,800
固定資産税納税通知書作成経費	平成 26 年度	6,000
税金・料金お知らせセンター管理運営事業	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	13,900
市税口座振替業務委託経費	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	20,800
路線価付設業務委託経費	平成 26 年度	23,000
税務関係システム運用管理事業	自 平成 26 年度 至 平成 29 年度	274,000
証明書発行ファクシミリリース経費	自 平成 26 年度 至 平成 29 年度	13,000
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業 (若松コスモス保育所ほか)	自 平成 26 年度 至 平成 30 年度	92,000
公用車リース経費(環境監視業務)	自 平成 26 年度 至 平成 34 年度	1,900
大気汚染常時監視システム保守事業	平成 26 年度	16,500
理化学機器リース事業	自 平成 26 年度 至 平成 33 年度	20,100
ごみ収集指定袋制実施事業	平成 26 年度	88,200

事 項	期 間	限 度 額
粗 大 ご み 収 集 業 務	自 平 成 26 年 度 至 平 成 29 年 度	26,000 ^{千円}
一 般 廃 棄 物 情 報 管 理 シ ス テ ム 経 費	自 平 成 26 年 度 至 平 成 30 年 度	18,400
新 門 司 工 場 資 源 化 施 設 整 備 事 業	平 成 26 年 度	30,000
皇 后 崎 工 場 基 幹 的 設 備 改 良 事 業	平 成 26 年 度	40,000
起 業 支 援 型 雇 用 創 造 事 業	平 成 26 年 度	150,000
北九州市中小企業経営力強化サポート資金融資信用保証に対する債務負担	北九州市中小企業経営力強化サポート資金融資要綱の存する期間	北九州市中小企業経営力強化サポート資金融資信用保証の事故率5%以内における福岡県信用保証協会損失負担額の1/2額
北九州市中小企業新成長戦略みらい資金融資信用保証に対する債務負担	北九州市中小企業新成長戦略みらい資金融資要綱の存する期間	北九州市中小企業新成長戦略みらい資金融資信用保証の事故率5%以内における福岡県信用保証協会損失負担額の2/3額
道路新設改良事業（黒崎駅前北口広場連絡歩道橋）	自 平 成 26 年 度 至 平 成 28 年 度	2,000,000
交 通 安 全 事 業 (国 道 3 号 (大 川 橋))	平 成 26 年 度	240,000
城 野 ゼ ロ ・ カ ー ボ ン 先 進 街 区 形 成 事 業	平 成 26 年 度	404,300
街 路 事 業 (砂 津 長 浜 線)	平 成 26 年 度	240,000
街 路 事 業 (城 山 西 線)	自 平 成 26 年 度 至 平 成 29 年 度	800,000

市営住宅整備事業(香月団地)	平成26年度	496,000
市営住宅整備事業(後楽団地ほか)	自平成26年度 至平成27年度	1,230,000
防災行政無線高度化事業	平成26年度	210,000
学校給食調理業務民間委託事業(小学校)	自平成26年度 至平成30年度	1,095,000
新たな人権教育教材集の作成経費(小学校)	平成26年度	7,560
小学校外国語活動補助事業	平成26年度	172,500
小学校建設事業	平成26年度	1,036,200
小学校建設事業	自平成26年度 至平成28年度	40,700
小学校建設事業	自平成26年度 至平成30年度	52,200
学校給食調理業務民間委託事業(中学校)	自平成26年度 至平成30年度	679,000
中学校完全給食実施事業(配送業務委託)	自平成26年度 至平成30年度	855,000
新たな人権教育教材集の作成経費(中学校)	平成26年度	3,780
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	平成26年度	90,000

事 項	期 間	限 度 額
小中連携校外国語活動補助事業(中学校)	平成26年度	17,500 ^{千円}
中学校建設事業	平成26年度	975,000
高等学校建設事業	平成26年度	46,000
特別支援学校スクールバス運行委託	自平成26年度 至平成28年度	32,000
特別支援学校建設事業	自平成26年度 至平成27年度	4,500
土地開発公社借入金(元利金)に対する債務保証(公有地拡大推進法に基づく土地の取得造成及び整備事業)	自平成25年度 至平成30年度	借入金 5,500,000千円及び利子相当額
平成25年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自平成25年度 至平成35年度	元金 1,487,000,000千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金(元利金)に対する債務保証(借換え資金)	自平成25年度 至平成45年度	借入金 11,354,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 901,100	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるとき は、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	500,000			
子ども家庭施設建設事業	247,000			
環境施設建設事業	1,590,000			
農林水産施設建設事業	219,900			
産業経済施設建設事業	505,800			
土木施設建設事業	17,279,200			
港湾施設建設事業	2,077,300			
建築行政施設建設事業	2,184,600			
消防施設建設事業	1,237,000			
教育施設建設事業	1,837,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当	^{千円} 1,921,000		%	
臨時財政対策債	31,000,000			

特 別 会 計

議案第 2 号

平成25年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

平成25年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,525,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		20,034,683
	1 国民健康保険料	20,034,683
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 国庫支出金		30,481,844
	1 国庫負担金	21,132,885
	2 国庫補助金	9,348,959
4 療養給付費交付金		5,546,868
	1 療養給付費交付金	5,546,868
5 前期高齢者交付金		29,645,544
	1 前期高齢者交付金	29,645,544

6	県支出金		6,398,767	
		1	県負担金	947,019
		2	県補助金	5,451,748
7	共同事業交付金		15,759,154	
		1	共同事業交付金	15,759,154
8	繰入金		13,477,000	
		1	繰入金	13,477,000
9	繰越金		10	
		1	繰越金	10
10	諸収入		181,120	
		1	延滞金加算金及び過料	3,050
		2	雑収入	178,070
歳入合計			121,525,000	

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		1,834,839 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	1,834,839
2 保 險 給 付 費		83,934,810
	1 保 險 給 付 費	83,934,810
3 後 期 高 齡 者 支 援 金		13,390,907
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	13,390,907
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		8,198
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	8,198
5 老 人 保 健 拠 出 金		631
	1 老 人 保 健 拠 出 金	631
6 介 護 納 付 金		5,404,804

	1 介 護 納 付 金	5,404,804
7 共 同 事 業 拠 出 金		15,552,725
	1 共 同 事 業 拠 出 金	15,552,725
8 保 健 事 業 費		1,001,056
	1 保 健 事 業 費	1,001,056
9 諸 支 出 金		47,030
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	47,030
10 予 備 費		350,000
	1 予 備 費	350,000
歳 出	合 計	121,525,000

平成25年度 北九州市食肉センター特別会計予算

平成25年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 526,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		106,536 <small>千円</small>
	1 使用料	106,536
2 繰入金		167,221
	1 繰入金	167,221
3 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
4 諸収入		48,243
	1 貸付金収入	22,000
	2 雑収入	26,243
5 市債		174,000
	1 市債	174,000

歳 入 合 計	526,000
---------	---------

歳 出

款	項	金 額
1 食 肉 セ ン タ ー 費		525,800 ^{千円}
	1 食 肉 セ ン タ ー 費	495,802
	2 繰 出 金	29,998
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		526,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター老朽化対策事業（大規模改修）	千円 174,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	8.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成25年度 北九州市中央卸売市場特別会計予算

平成25年度北九州市の中央卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 820,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		428,316 <small>千円</small>
	1 使用料	428,316
2 県支出金		6,189
	1 県補助金	6,189
3 繰入金		41,084
	1 繰入金	41,084
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		155,011
	1 雑収入	155,011
6 市債		170,000

	1 市 債	170,000
歳 入	合 計	820,600

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		818,600 <small>千円</small>
	1 中央卸売市場費	749,647
	2 繰 出 金	68,953
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	820,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 施設整備事業	千円 170,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

平成25年度 北九州市 渡船特別会計 予算

平成25年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 326,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		68,665 <small>千円</small>
	1 使用料	68,622
	2 手数料	43
2 繰入金		245,885
	1 繰入金	245,885
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		1,650
	1 雑収入	1,650
歳 入 合 計		326,200

歳 出

款	項	金 額
1 渡 船 事 業 費		326,000 <small>千円</small>
	1 渡 船 事 業 費	307,884
	2 繰 出 金	18,116
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	326,200

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
若 戸 航 路 運 航 業 務 民 間 委 託 事 業	自 平 成 26 年 度 至 平 成 28 年 度	321,000 ^{千円}

議案第 6 号

平成25年度 北九州市競輪、競艇特別会計予算

平成25年度北九州市の競輪、競艇特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,103,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競輪事業収入		27,130,869 <small>千円</small>
	1 車券発売金	26,432,000
	2 勝者投票収入	10
	3 諸収入	698,859
2 競艇事業収入		84,971,501
	1 舟券発売金	66,000,000
	2 勝舟投票収入	10
	3 諸収入	18,971,491
3 国庫支出金		600
	1 国庫補助金	600
4 財産収入		20

	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	10
5 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
歳 入	合 計	112,103,000

歲 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 費		26,446,289 ^{千円}
	1 競 輪 費	26,446,289
2 競 艇 事 業 費		83,390,121
	1 競 艇 費	83,390,121
3 諸 支 出 金		2,246,590
	1 繰 出 金	2,246,580
	2 競 輪 競 艇 整 備 積 立 金	10
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出 合 計		112,103,000

議案第 7 号

平成25年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

平成25年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,795,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,051 <small>千円</small>
	1 使用料	1,041
	2 手数料	10
2 国庫支出金		583,500
	1 国庫補助金	583,500
3 財産収入		2,174
	1 財産貸付収入	2,174
4 繰入金		684,341
	1 繰入金	684,341
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

6	諸	収	入		24
	1	雑	入		24
7	市	債			523,900
	1	市	債		523,900
	歳	入	合	計	1,795,000

歳 出

款	項	金	額		
1	土地区画整理事業費		1,795,000		
	1	土地区画整理事業費	1,343,962		
	2	繰出金	451,038		
	歳	出	合	計	1,795,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 523,900	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 8 号

平成25年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

平成25年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 清 算 徴 収 金		千円 444
	1 清 算 徴 収 金	444
2 繰 越 金		1,246
	1 繰 越 金	1,246
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	1,700

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		1,700 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業清算費	662
	2 繰 出 金	1,038
歳 出	合 計	1,700

平成25年度 北九州市港湾整備特別会計予算

平成25年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,751,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,434,427 <small>千円</small>
	1 使用料	2,434,427
2 国庫支出金		76,000
	1 国庫補助金	76,000
3 財産収入		4,314,235
	1 財産運用収入	251,728
	2 財産売払収入	4,062,507
4 繰入金		1,599,958
	1 特別会計繰入金	1,599,958
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

6 諸 収 入		123,370
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑 入	123,360
7 市 債		2,203,000
	1 市 債	2,203,000
歳 入 合 計		10,751,000

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		10,746,000 ^{千円}
	1 埋立事業費	278,468
	2 機能施設事業費	1,944,668
	3 繰出金	8,522,714
	4 基金積立金	150
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		10,751,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦地区クレーン更新事業	平成26年度	573,800 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業	142,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
機能施設事業	2,061,000			

平成25年度 北九州市公債償還特別会計予算

平成25年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,043,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		122,983,000 ^{千円}
	1 繰入金	122,983,000
2 市債		49,060,000
	1 市債	49,060,000
歳入合計		172,043,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		167,848,405 ^{千円}
	1 公 債 費	167,848,405
2 繰 出 金		4,194,595
	1 繰 出 金	4,194,595
歳 出 合 計		172,043,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	49,060,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	8.5以内 [%]	<p>30年（据置期間を含む。）以内に元利均等その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>

議案第 11 号

平成25年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

平成25年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		3,246 <small>千円</small>
	1 県 補 助 金	3,246
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		67,244
	1 貸 付 金 元 利 収 入	66,734
	2 雑 入	510
歳 入	合 計	70,500

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		千円 70,500
	1 住宅新築資金等貸付事業費	3,997
	2 繰 出 金	66,503
歳 出	合 計	70,500

議案第 12 号

平成25年度 北九州市土地取得特別会計予算

平成25年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,139 <small>千円</small>
	1 財 産 運 用 収 入	10,139
2 繰 入 金		1,861
	1 繰 入 金	1,861
歳 入 合 計		12,000

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		12,000 <small>千円</small>
	1 繰 出 金	6,551
	2 基 金 積 立 金	5,449
歳 出 合 計		12,000

平成25年度 北九州市 駐車場特別会計予算

平成25年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 484,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		373,448
	1 使用料	373,448
2 国庫支出金		2,763
	1 国庫補助金	2,763
3 繰入金		77,512
	1 繰入金	77,512
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		277
	1 雑収入	277
歳 入 合 計		484,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		483,500 ^{千円}
	1 駐 車 場 事 業 費	251,139
	2 繰 出 金	232,361
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	484,000

議案第 14 号

平成25年度 北九州市母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度北九州市の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 636,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		11,244 <small>千円</small>
	1 繰 入 金	11,244
2 繰 越 金		172,935
	1 繰 越 金	172,935
3 諸 収 入		452,521
	1 貸 付 金 元 利 収 入	452,521
歳 入	合 計	636,700

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		636,700 <small>千円</small>
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	466,824
	2 繰 出 金	169,876
歳 出 合 計		636,700

平成25年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

平成25年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 439,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		139,990 <small>千円</small>
	1 財 産 運 用 収 入	13,931
	2 財 産 売 払 収 入	126,059
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 市 債		299,000
	1 市 債	299,000
歳 入	合 計	439,000

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		千円 439,000
	1 産業用地整備事業費	384,746
	2 繰 出 金	54,254
歳 出 合 計		439,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法
産業用地整備事業	千円 299,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

平成25年度 北九州市廃棄物発電特別会計予算

平成25年度北九州市の廃棄物発電特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,627,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		1,028,851 <small>千円</small>
	1 発 電 収 入	1,028,851
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,900
	1 使 用 料	1,900
3 繰 越 金		371,633
	1 繰 越 金	371,633
4 諸 収 入		224,616
	1 雑 入	224,616
歳 入	合 計	1,627,000

歳 出

款	項	金 額
1 廃棄物発電事業費		千円 1,527,000
	1 廃棄物発電事業費	771,384
	2 繰 出 金	755,616
2 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,627,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
皇后崎工場基幹的設備改良事業	平成26年度	千円 42,000

議案第 17 号

平成25年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

平成25年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10 <small>千円</small>
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		3,145
	1 使用料	3,145
3 繰入金		23,841
	1 繰入金	23,841
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		94
	1 貸付金収入	84
	2 雑収入	10

歲 入 合 計	27,100
---------	--------

歲 出

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 費		26,100 ^{千円}
	1 漁 業 集 落 排 水 費	15,982
	2 繰 出 金	10,118
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		27,100

平成25年度 北九州市介護保険特別会計予算

平成25年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 82,569,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		15,082,725 <small>千円</small>
	1 介 護 保 険 料	15,082,725
2 使 用 料 及 び 手 数 料		14,016
	1 手 数 料	14,016
3 国 庫 支 出 金		19,566,305
	1 国 庫 負 担 金	14,001,219
	2 国 庫 補 助 金	5,565,086
4 支 払 基 金 交 付 金		22,726,594
	1 支 払 基 金 交 付 金	22,726,594
5 県 支 出 金		11,596,523
	1 県 負 担 金	11,276,017

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	320,496
6 財産収入		9,329
	1 財産運用収入	9,319
	2 財産売却収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		13,027,143
	1 一般会計繰入金	12,393,687
	2 基金繰入金	633,456
9 繰越金		10
	1 繰越金	10
10 諸収入		6,722

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 ^{千円}
	2 雑入	6,712
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント 事業費収入		539,613
	1 介護予防サービス計画費収入	536,341
	2 介護予防ケアマネジメント 事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント 事業繰越金	3,262
歳入	合計	82,569,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,166,883
	1 総 務 管 理 費	1,202,756
	2 介 護 認 定 費	964,127
2 保 険 給 付 費		77,776,053
	1 介 護 サービス等諸費	77,776,053
3 地 域 支 援 事 業 費		1,846,332
	1 地 域 支 援 事 業 費	1,846,332
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	10
5 基 金 積 立 金		9,309
	1 基 金 積 立 金	9,309

款	項	金 額
6 諸 支 出 金		30,800 ^{千円}
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,800
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
8 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費		539,613
	1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 諸 費	539,613
歳 出	合 計	82,569,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁内イントラネット管理・運用事業	自平成26年度 至平成29年度	9,440 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	10 ^{千円}	証書借入	無利子 [%]	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

平成25年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

平成25年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10 <small>千円</small>
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		4,380
	1 繰 越 金	4,380
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	4,400

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		4,400 ^{千円}
	1 空港関連用地整備事業費	3,637
	2 繰 出 金	763
歳 出 合 計		4,400

平成25年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

平成25年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,333,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10 <small>千円</small>
	1 手 数 料	10
2 国 庫 支 出 金		489,985
	1 国 庫 補 助 金	489,985
3 財 産 収 入		975,744
	1 財 産 売 払 収 入	975,744
4 繰 入 金		254,134
	1 繰 入 金	254,134
5 繰 越 金		135,917
	1 繰 越 金	135,917
6 諸 収 入		100,010

	1 雑 入	100,010
7 市 債		1,377,200
	1 市 債	1,377,200
歳 入 合 計		3,333,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		3,333,000 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業費	2,142,378
	2 繰 出 金	1,190,622
歳 出 合 計		3,333,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土 地 区 画 整 理 事 業 (宅 地 整 備)	平 成 26 年 度	576,000 ^{千円}

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	1,377,200 ^{千円}	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行 (他 の 地 方 公 共 団 体 と の 共 同 発 行 を 含 む。)	8.5 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 及 び 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	30年 (据置期間を含む。) 以内に元利均等その 他の方法により償還する。 た だ し、財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還 を な し、 償 還 年 限 を 短 縮 し、ま た 低 利 債 に 借 換 す る こ と が で き る も の と し、借 入 先 の 融 通 条 件 が あ る と き は、こ れ に 従 う こ と が で き る。

議案第 21 号

平成25年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

平成25年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 401,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		401,800 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	401,800
歳 入 合 計		401,800

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		401,800 ^{千円}
	1 臨海部産業用地貸付事業費	401,800
歳 出 合 計		401,800

議案第 22 号

平成25年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,489,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		10,762,233 <small>千円</small>
	1 後期高齢者医療保険料	10,762,233
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		3,343,470
	1 繰 入 金	3,343,470
4 繰 越 金		382,817
	1 繰 越 金	382,817
5 諸 収 入		380
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	22

	3 雑 入	338
歳 入	合 計	14,489,000

歳 出

款		項	金 額	
1	総 務 費		446,304 <small>千円</small>	
		1	総 務 管 理 費	311,851
		2	徴 収 費	134,453
2	後 期 高 連 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		13,969,458	
		1	後 期 高 連 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	13,969,458
3	諸 支 出 金		23,238	
		1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	23,238
4	予 備 費		50,000	
		1	予 備 費	50,000
歳 出 合 計			14,489,000	

平成25年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

平成25年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 567,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成25年 2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 発 電 収 入		42,000 <small>千円</small>
	1 発 電 収 入	42,000
2 寄 附 金		20,000
	1 寄 附 金	20,000
3 市 債		505,000
	1 市 債	505,000
歳 入 合 計		567,000

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		千円 562,000
	1 市民太陽光発電所事業費	540,279
	2 繰 出 金	6,521
	3 基 金 積 立 金	15,200
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		567,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市民太陽光発電所維持管理事業	自平成26年度 至平成45年度	千円 147,100

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民太陽光発電所事業	千円 505,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成25年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[水道事業]

(1) 給水戸数	492,211戸
(2) 総給水量	116,143千m ³
(3) 一日平均給水量	318,200m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	4,422,800千円
ロ 送配水施設整備事業	1,442,562千円
ハ 導送水施設整備事業	1,027,160千円

[水道用水供給事業]

(1) 給水団体数	2 団体
(2) 総給水量	4,326千m ³
(3) 一日平均給水量	11,852m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		18,566,281千円
第1項 営業収益		18,205,459千円
第2項 営業外収益		360,745千円
第3項 特別利益		77千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費用		17,994,236千円
第1項 営業費用		16,196,252千円
第2項 営業外費用		1,768,881千円
第3項 特別損失		29,103千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		367,120千円
第1項 営業収益		365,221千円
第2項 営業外収益		1,889千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費用		689,159千円
第1項 営業費用		578,258千円
第2項 営業外費用		110,891千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,382,764千円（水道事業 8,356,593千円、水道用水供給事業 26,171千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

[水道事業]

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入		4,875,851千円
第1項 企 業 債		3,463,000千円
第2項 国 県 補 助 金		265,971千円
第3項 出 資 金		101,600千円
第4項 工 事 負 担 金		635,270千円
第5項 固定資産売却代金		10千円
第6項 基 金 収 入		407,000千円
第7項 預 託 金 返 還 金		3,000千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出		13,232,444千円
第1項 施 設 費		9,730,023千円
第2項 企 業 債 償 還 金		3,473,506千円
第3項 投 資		7,000千円
第4項 預 託 金		3,000千円
第5項 国庫補助金返還金		18,915千円

〔水道用水供給事業〕

		収 入
第2款	用水供給事業資本的収入	80,010千円
第1項	企 業 債	60,000千円
第2項	工 事 負 担 金	20,000千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
		支 出
第2款	用水供給事業資本的支出	106,181千円
第1項	施 設 費	85,032千円
第2項	企 業 債 償 還 金	21,149千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 平 成 26 年 度 至 平 成 35 年 度	56,000 ^{千円}
水 道 シ ス テ ム 再 構 築 経 費	平 成 26 年 度	97,000
浄 水 場 整 備 事 業	平 成 26 年 度	215,000
送 配 水 施 設 整 備 事 業	平 成 26 年 度	200,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 3,463,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	60,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,356千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、2,400,000千円と定める。

平成25年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成25年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 64事業所 |
| (2) 総給水量 | 56,002千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 153,430m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 工業用水道事業収益		1,787,034千円
第1項 営 業 収 益		1,780,427千円
第2項 営 業 外 収 益		6,597千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	<u>支 出</u>	
第1款 工業用水道事業費		1,543,428千円
第1項 営 業 費 用		1,409,980千円

第2項 営業外費用	133,438千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 744,590千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		190,092千円
第1項 企業債		101,000千円
第2項 国庫補助金		20,392千円
第3項 工事負担金		68,700千円
	<u>支 出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		934,682千円
第1項 施設費		702,031千円
第2項 企業債償還金		231,370千円
第3項 国庫補助金返還金		1,281千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場整備事業	平成26年度	138,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 101,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,740千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成25年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成25年度 北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車

イ 車 両 数	93台
ロ 年間走行キロメートル	4,320,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	6,910,000人
ニ 一日平均輸送人員	18,932人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数	24台
ロ 年間走行キロメートル	769,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	668,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,830人

(3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	76,950千円
-------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,058,562千円
第1項 営業収益		1,897,102千円
第2項 営業外収益		161,440千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,044,377千円
第1項 営業費用		1,975,111千円
第2項 営業外費用		64,256千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 74,281千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		79,802千円
第1項 企業債		34,000千円
第2項 国庫補助金		42,322千円
第3項 県支出金		2,000千円
第4項 負担金		1,470千円
第5項 固定資産売却代金		10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	154,083千円
第1項 建設改良費	103,600千円
第2項 企業債償還金	48,483千円
第3項 予備費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 34,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、146,278千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

平成25年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成25年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	928床
(2) 延 患 者 数	
イ 入 院	278,697人
ロ 外 来	403,919人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
イ 入 院	764人
ロ 外 来	1,655人
(4) 主要な建設改良事業	
イ 医療機械器具整備事業	1,428,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業収益		23,971,410千円
第1項 医業収益		22,525,008千円
第2項 医業外収益		1,446,372千円
第3項 特別利益		30千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業費		23,686,226千円
第1項 医業費用		22,886,269千円
第2項 医業外費用		607,798千円
第3項 特別損失		192,159千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,297,197千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		2,762,577千円
第1項 企業債		1,623,000千円
第2項 出資金		1,131,863千円
第3項 固定資産売却代金		3,305千円
第4項 補助金		3,666千円
第5項 負担金		743千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	4,059,774千円
第1項 建設改良費	1,799,520千円
第2項 企業債償還金	1,845,254千円
第3項 長期借入金償還金	400,000千円
第4項 補助金返還金	15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具整備事業	千円 1,428,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立医療センター 附帯施設整備事業	95,000		%	
北九州市立八幡病院 附帯施設整備事業	100,000		(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、358,975千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 機 械 器 具	コンピュータ断層撮影装置	1 式
	手術室動画管理システム	1 式
	総合医療情報システム（電子カルテシステム）	1 式
	X線一般撮影装置	1 式

平成25年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成25年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	167,003千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	125戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	5,794,000千円	小倉南区沼本町地区、徳吉地区、 若松区本町地区等
ロ ポンプ場整備	82,000千円	楠橋ポンプ場等
ハ 処理場整備	2,324,000千円	日明浄化センター、皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>
第1款 下水道事業収益	22,897,084千円
第1項 営業収益	22,563,151千円
第2項 営業外収益	326,704千円
第3項 特別利益	7,229千円

支 出

第1款 下水道事業費	23,699,644千円
第1項 営業費用	19,527,101千円
第2項 営業外費用	4,142,523千円
第3項 特別損失	30,020千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,740,212千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	15,016,404千円
第1項 企業債	7,795,000千円
第2項 国庫補助金	4,167,050千円
第3項 負担金	543,472千円
第4項 寄附金	4,493千円
第5項 貸付金回収金	14,807千円
第6項 基金繰入金	2,487,600千円
第7項 その他資本的収入	3,982千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	26,756,616千円
第1項 建設改良費	12,299,649千円
第2項 企業債償還金	12,323,311千円
第3項 投資	2,133,656千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設 事 業	自 平 成 26 年 度 至 平 成 28 年 度	4,541,000 ^{千円}
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 平 成 26 年 度 至 平 成 34 年 度	39,000
下 水 道 シ ス テ ム 再 構 築 経 費	平 成 26 年 度	78,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	7,345,000 ^{千円}	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以 内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるど きは、これに従うことができる。
資 本 費 平 準 化	450,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,012,650千円である。

平成25年2月25日提出

北九州市長 北 橋 健 治